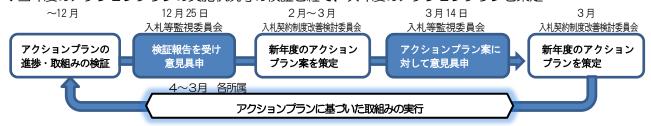
## 平成30年度 入札契約事務コンプライアンス・ アクションプランについて 概要版

平成30年3月 大 阪 市

## 【入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン\*について】 ※以下「アクションプラン」と表示

- ◆平成26年に本市の入札契約事務における不祥事案が相次いで明らかとなったことから、これまでの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底についての取組みを継続的・恒久的に行うため、年度ごとにPDCAサイクルに沿ったアクションプランを策定(年度単位の取組み)
- ◆当年度のアクションプランの実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定



## 【平成29年度アクションプランの検証結果】

◆アクションプランの取組みについては、概ね順調

なお、昨年度実施済であった数項目で、調査時点において未実施となっていた所属があったため、実地調査を行うとともに、取組みの趣旨を再度説明し、職場実態に応じた実施方法等についてアドバイスするなどフォローアップを行った結果、現在は全項目とも実施済みとなっている。

- ◆大阪市入札等監視委員会からの意見
  - ・マニュアル等は、形骸化してしまっては意味がないので、現実に即すようにしなくてはならない。
  - ・コンプライアンス意識といった点では、ポスター掲示や研修を行うことは良いと思うが、形だけになってはいけない。実のある方法でコンプライアンスを常に意識することが大切。
  - ・元市職員からの働きかけについて、アンケートが形骸化しないよう、もっとアンケートの設問内容を 見直してみてはどうか。
  - ・入札談合については、外部からの情報を待っているだけでなく、不自然な入札結果であった場合は、 調査を行うことにより、談合の抑止効果に繋がると思う。

## 【平成30年度アクションプランについて】

- ◆平成 29 年度の検証結果及び大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえて、平成 30 年度のアクションプランに反映(基本的な内容は同じ)
- ◆平成29年度からの主な変更点
  - ①入札情報の管理徹底について
    - 実務に即した内容となるよう、「入札契約情報管理ガイドライン」、「一般競争入札事務処理マニュアル」の一部改正を行う。
  - ②入札契約事務コンプライアンス研修の実施について
    - ・平成29年度に「公正契約職務執行マニュアル」の改正を行ったことから、管理監督者である課長 級職員については、昨年度に引き続きコンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。
  - ③不正行為や不当圧力の排除について
    - ・再就職者(元市職員)による働きかけの禁止について、アンケート設問内容を見直す。
  - ④大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反について
    - 最低賃金法違反等に関する情報を入手した場合には、大阪労働局へ情報提供を行う。

※大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局(契約管財局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、水道局)

職員一人ひとりが取組みの意味をしっかりと理解し、自らのものとして職務に活かしていくことが重要

検証を踏まえた取組みの継続実施により、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る